

アスファルト舗装工事登録要件（延岡市内に本店を有する方のみ）

- 1 次に掲げる資格等を有する者で、自社雇用社員（非正社員は含みません。）を、各々1人以上で合計4人以上（兼ねることはできません。）有すること。

資格等	提出書類	
舗装工事に係る国家資格の有資格者 （1～2級土木施工管理技士、1～2級建設機械施工技士又は1～2級舗装施工管理技術者）	資格者証の写し	健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書等の自社雇用社員（直接かつ恒常的な雇用関係を有する者）であることを確認できる書類
車両系建設機械運転技能講習の受講者	—	
締固め用機械特別教育（ローラー特別教育）の修了者	—	
レーキマン又はスクリッドマンとしてのアスファルト舗装工実務経験者	—	

- 2 次に掲げる建設機械で、可動するものを保有していること。

建設機械名	規格	保有の条件
アスファルトフィニッシャー	舗装幅 1. 4 m以上	いずれか1機種以上保有していること。
マカダムローラー又は乗用型の振動ローラー	質量 2. 5 t以上	
タイヤローラー	質量 8 t以上	
モーターグレーダー	ブレード長 3. 1 m以上	

※ 保有しているとは、自己所有又は1年以上の賃貸借契約を締結していることをいいます。

建設機械の保有の形態に応じ、次の表に掲げる書類の提出が必要です。

自己所有	売買契約書の写し又は直近の償却資産申告書控の写し
	特定自主検査記録表の写し（アスファルトフィニッシャーは除く。）
	自動車検査証の写し（自走式でない場合は不要。）
	建設機械の大きさ及び自社所有又は自社で維持管理していることが判る写真
賃貸借	賃貸借契約書の写し
	特定自主検査記録表の写し（アスファルトフィニッシャーは除く。）
	自動車検査証の写し（自走式でない場合は不要。）
	建設機械の大きさが判る写真

※ 建設機械を賃貸借している場合において、競争入札参加資格者名簿有効期間の途中で賃貸借契約期間の終了を迎えた場合は、新たに締結した賃貸借契約や売買契約等の契約書の写しの提出が必要になります。